

令和2年9月15日
在デンマーク日本国大使館

コペンハーゲン首都圏での飲食店等の規制強化
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

●首都圏の17自治体（9月7日に規制強化された18自治体からオーデンセ市を除いた自治体）を対象とし、9月17日（木）から10月1日まで以下の規制強化を実施。

- ・ レストラン、バー、カフェ等（以下飲食店）の営業は22時まで
- ・ 自宅でのプライベートなパーティーも22時までに終了することを推奨
- ・ 飲食店におけるマスク等の着用義務（着席時は除外）
- ・ 飲食店は入店可能人数の表示が義務づけられ、それに対する警察の取締りを強化
- ・ 17自治体のスタジアムでのスーパーリーグ（サッカー）の試合観戦は最大500人まで
- ・ 9月7日から9月22日までの措置（集会制限人数50人以下、可能な限りの在宅勤務の推奨等）は、オーデンセ市を除いて、首都圏の17自治体で10月1日まで延長

1 保健大臣等の記者会見の要旨

9月15日、保健大臣、法務大臣、警察長官が記者会見を行い、感染者数の増加に伴い、9月17日から10月1日まで、コペンハーゲン首都圏17の自治体で、レストラン等飲食店の営業時間を22時までとするほか、入店時にはマスク着用を義務づけることなどの規制強化を発表しました。

概要は以下のとおりです。

（プレスリリース・デンマーク語）

<https://politi.dk/coronavirus-i-danmark/seneste-nyt-fra-myndighederne/nye-regler-vedr-natteliv-og-restaurationsbranchen-i-hovedstadsomraadet>

（1）概要（プレスリリース抜粋（当館仮訳））

- ・ 9月17日から、助成金を受けている飲食店の営業時間は22時までに制限される。
- ・ 大規模な集まり（ホットスポット）のリスクのある地域での、例えば飲食店が閉まる際の集団等について、実際的な滞在禁止の観点から、警察による厳格な取り締まりが行われる。

・テイクアウェイ販売や、参加者同士が基本的に以前からの知り合いであるプライベートなパーティーのための飲食店の22時から午前5時までの営業もこれら自治体では制限対象となる。

・飲食店においては、着席時を除き、マスクやバイザーの着用義務が導入される。同義務は、客および客と接触する従業員の両方に適用される。公共交通機関におけるマスク着用義務と同様、子供などは適用除外となる。

・飲食店に最大何名まで入店できるかを示す表示義務が導入され、警察による取り締まりが強化される。

・飲食店のオーナーは、サービス提供場所の外にいる客が1メートルの距離の推奨を遵守できることを確実にする必要がある。

・すでに予定されている結婚式、堅信礼等の特別な記念日は、「COVID-19時代のプライベートなイベント、パーティー、祝賀行事」に関する保健当局の勧告 (<https://www.sst.dk/da/udgivelser/2020/private-fejringer-og-arrangementer>) に従うことが可能であれば開催することができるが、いかなる条件の下でも遅くとも22時までに終了する必要がある。

・私邸でのその他のイベント、パーティー、祝賀行事は、近親者や近い仲間うち以外の人とは行わないことが要請される。

(2) 対象自治体(9月7日に発表された自治体の内、オーデンセ市を除外) 上記プレスリリースに地図が掲載されています。

- ・ アルバーツルン市 Albertslund Kommune
- ・ バレロップ市 Ballerup Kommune
- ・ ブロンビュ市 Brøndby Kommune
- ・ ドラウアー市 Dragør Kommune
- ・ フレデリクスベア市 Frederiksberg Kommune
- ・ ゲントフテ市 Gentofte Kommune
- ・ グラッドサクセ市 Gladsaxe Kommune
- ・ グロストロップ市 Glostrup Kommune
- ・ ヘアレウ市 Herlev Kommune
- ・ ヴィドオア市 Hvidovre Kommune
- ・ ホイエ・トーストロップ市 Høje-Taastrup Kommune
- ・ イスホイ市 Ishøj Kommune
- ・ コペンハーゲン市 Københavns Kommune
- ・ リュンビュー・トーベック市 Lyngby-Tårnby Kommune
- ・ ロドオア市 Rødovre Kommune
- ・ トーンビュ市 Tårnby Kommune
- ・ バレンスベック市 Vallensbæk Kommune

2 感染者数

9月15日（火）14時発表のデンマークの感染者数は以下のとおりです。
（出典：デンマーク国立血清学研究所、デンマーク保健省、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表）

<https://www.ssi.dk/sygdomme-beredskab-og-forskning/sygdomsovervaagning/c/covid19-overvaagning>

<https://www.sst.dk/da/corona/tal-og-overvaagning>

感染者数 合計 21,013名（前日比+339名）

死亡者数 合計 633名（前日から増加なし）

治癒者数 合計 16,983名（前日比+120名）

デンマーク 20,571名（前日比+334）（死亡者633名、治癒者数16,557名）

フェロー諸島 428名（前日比+5）（死亡者0名、治癒者数412名）

グリーンランド 14名（前日比+0）（死亡者0名、治癒者数14名）

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

（デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語）

<https://politi.dk/coronavirus-i-danmark/rejser/rejser-ind-i-danmark>

（同：英語）

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/travelling-in-or-out-of-denmark>

（在デンマーク日本国大使館HP）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#a-d-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を2名（家族連れなどで2名を超える場合は1グループごと）と制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしく申し上げます。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。